

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

申請期間 ▶▶ 2021年3月8日(月)～5月31日(月)

給付額

中小法人等 ▶▶ 上限 **60** 万円 個人事業者等 ▶▶ 上限 **30** 万円 を支給します。

給付額 ▶▶ 2019年または2020年の1月～3月の合計売上 - 2021年の対象月 ※の売上×3ヶ月
※2021年1月～3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

給付対象

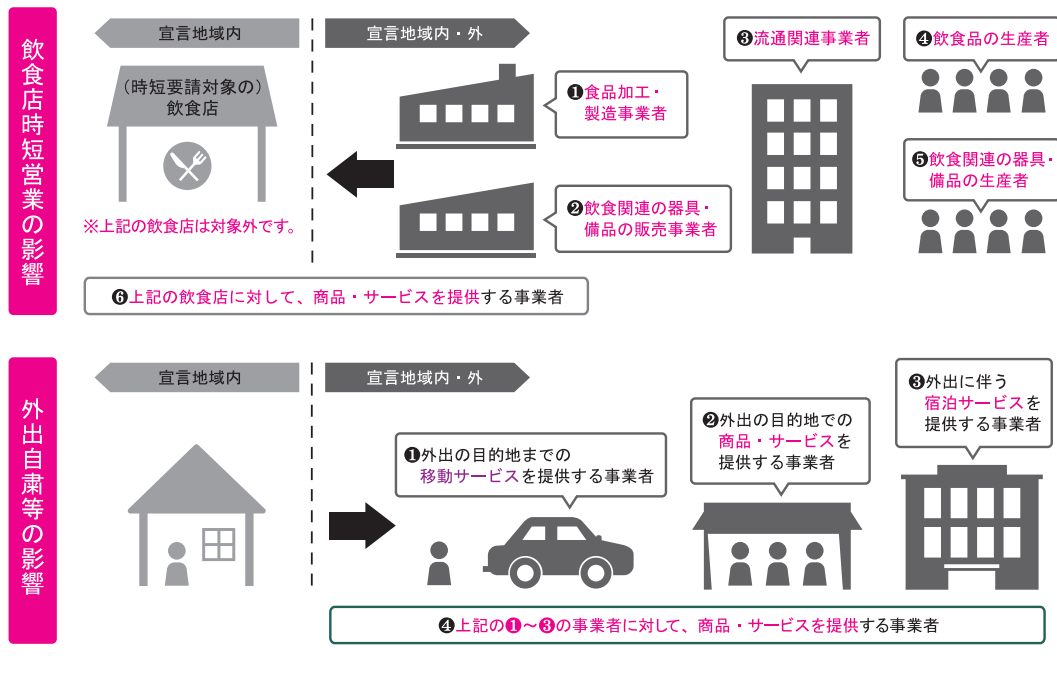
詳しくはホームページでご確認ください

①と②を満たす事業者は、**業種や所在地を問わず給付対象**となり得ます。

①緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業**または**外出自粛等の影響**を受けていること※

②2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の**売上が50%以上減少**

※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という）の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること



以上、中小企業庁ホームページより転載。

※県の時短要請に係る協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。

本市は、旅行者の多くが宣言地域から来訪しているため、①外出自粛の影響を受けている地域として、主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う旅行関連事業者（例：昼間営業の飲食店、宿泊事業者、タクシー、バス、レンタカー、お土産物店など）が対象となり得ます。また、②宣言地域の個人顧客との継続した取引のある事業者や上記①、②に商品の販売等を行う関連事業者も対象となる可能性があります。

◆ 申請に際し、不正受給を防ぐ対応として「登録確認機関」で事前確認を受ける必要があります。

八重山では、石垣市商工会、八重山漁協、金融機関や行政書士事務所などが登録確認機関です（3月17日現在）。今後追加が予定されますので、「一時支援金ホームページ」で最新情報をご確認ください。

なお、制度上、石垣市商工会は会員を対象に事前確認を行っていますが、新規加入も併せて受付けています。

一時支援金ホームページ URL <https://ichijishienkin.go.jp/>

